

# 婚姻や養子縁組などの戸籍届出の際の本人確認が始まります！

近年、本人の知らないうちに、まったく知らない人との婚姻や養子縁組の届け出がされ、戸籍に記載されるといふ事件が発生し、社会的な関心を呼びました。虚偽の届け出がされてしまった戸籍を、元に戻して欲しいという強い要望が寄せられたため、昨年12月から不実の記載のない戸籍を再製することができるようになりました。

虚偽の届け出を未然に防止するための方策として、都留市では、来年1月から窓口での本人確認を実施しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

## ●対象となる届出の種類

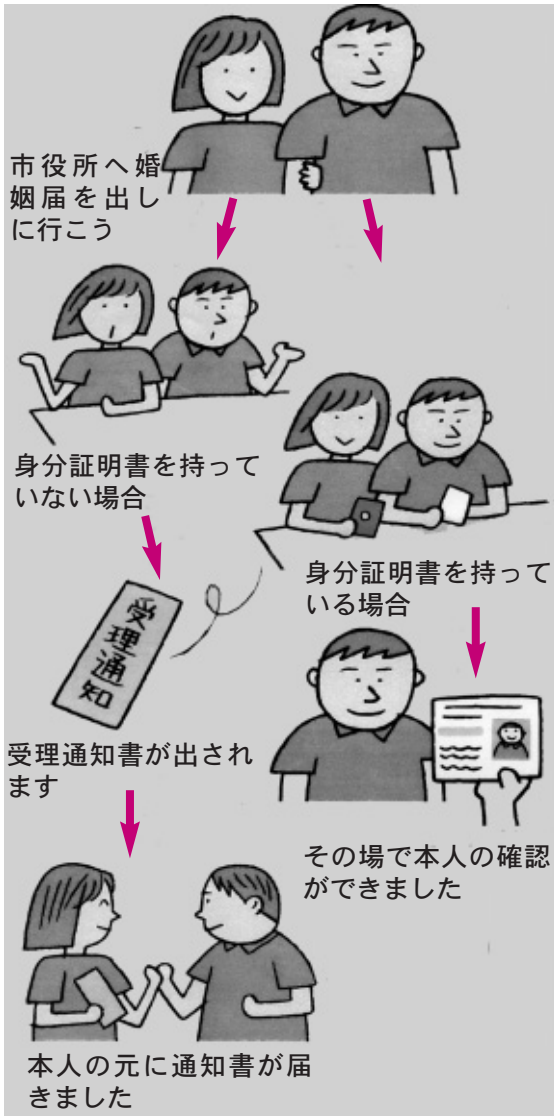
婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、養子離縁届

## ●確認の方法

届け書を持参した方に、運転免許証、旅券、住基カードなどの官公署の発行している顔写真付の証明書を提示していただくことにより行います。

身分証明書をお持ちでなかったり、郵送による届け出により、窓口で確認ができない場合は、届け出の受理決定後、届出人に対し届け出を受理したことを通知します。

## 婚姻届の流れ

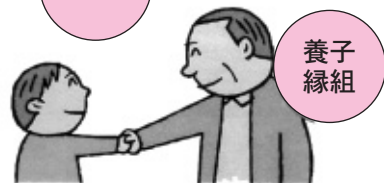


## ■本人確認が行われる届出の種類

- 婚姻
- 離婚
- 養子縁組など



婚姻届



養子縁組



運転免許証

パスポート

## ●必要な証明書

問合せ先 市民生活課 窓口担当

## ～戸籍制度とは？～

戸籍制度は、人が生まれてから死ぬまでの身分関係を登録して、公に証明する制度のことです。

人が生まれると出生届が出されます。そして、戸籍に出生の年月日や届出の事実が記載されます。その後、結婚をすると婚姻届により新戸籍が編製され、婚姻届出の年月日や従前の戸籍の表示が記載されることとなります。

## ～戸籍の役割～

戸籍制度により、国民は身分関係を公に証明されています。

もし、私たちの身分関係を証明する制度がなかったら、自分が誰の子であるか証明することも困難です。また、人が亡くなった時、相続人が誰であるか分からなかったら、財産を相続することも難しくなるでしょう。しかし、戸籍があることによって、これらの証明が容易にできるのです。このように、国民の身分関係を漏れなく正確に登録し、証明する制度が戸籍の役割です。

我が国の戸籍制度は、130年におよぶ長い歴史を有しており、我が国の国民生活・社会生活に欠かすことができないものとして機能しています。そしてこのような戸籍制度は、世界に類をみない正確かつ優れた制度であるといわれています。